

関係各位

藤枝市長 北村 正平
(契 約 検 査 課)

測量業務委託契約における前払金制度の対象拡大について（お知らせ）

日頃、本市の業務委託の円滑な履行にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本市では、受注者の皆様の資金調達の円滑化をさらに促進する目的として、測量業務委託における前払金制度の対象要件を見直すことといたしました。

今回の見直しにより、これまでの対象基準が緩和され、より多くの案件で前払金をご活用いただけるようになります。つきましては、下記の内容をご確認いただき、今後のご契約にあたって制度の積極的な活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 改正内容

測量業務における前払金の支払対象となる契約金額の下限を引き下げます。

改正前：契約金額が 300 万円以上のもの

改正後：契約金額が 200 万円以上のもの

2 適用時期

令和 8 年 6 月 1 日以降に契約を締結する測量業務委託から適用します。

3 契約保証金の取扱いについて

今回の改正に伴い、測量業務における契約保証金の免除基準についても、契約金額が「200 万円未満」の契約に改定します。

4 留意点

設計又は調査業務については、これまでどおり、前払金の支払対象となる契約金額は 300 万円以上、契約保証金の免除基準の契約金額は 300 万円未満となります。このため、測量設計業務については、案件ごとに前払金の支払対象となる契約金額や契約保証金免除の基準額が変更となりますので、入札説明書の「支払条件」をご確認くださいようお願いいたします。

【問合せ先】

藤枝市契約検査課契約係
電話 054-643-3249